

## 学校保健安全法に基づく学校感染症一覧

菊池女子高等学校

学校感染症と診断された場合には学校に連絡を下さい。その後は医師の指示に従い、登校の許可が出ましたら所定の用紙「診断証明書」(HPより印刷または、保健室よりお渡しの用紙)に記入して頂き、登校の際、担任へご提出ください。



### ○第1種学校感染症：治癒するまで出席停止

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱  
急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 鳥インフルエンザ(H5N1型)  
新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症

### ○第2種学校感染症：疾病により、出席停止期間が異なる

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹(はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現後5日経過しかつ全身状態が良好になるまで
風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
咽頭結膜炎(プール熱)	主な症状(発熱、咽頭炎、結膜炎等)がなくなった後2日経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

### ○第3種学校感染症：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止。

病名	出席停止期間の基準
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症(O-157) 腸チフス パラチフス	病状により学校医 その他の医師が
流行性角結膜炎(プール病) 急性出血性結膜炎	感染のおそれはない と認めるまで
その他の感染症 伝染性赤斑 手足口病 ウイルス性肝炎 マイコプラズマ肺炎 ヘルパンギーナ 溶連菌感染症 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎) ヘルペス(症状による)等	条件によっては 出席停止となる

○通常出席停止の措置は、必要ないと考えられる感染症 アタマジラミ・水いぼ・伝染性膿痂疹